



2018年3月5日

各位

会 社 名 株式会社ジャパン・ティッシュ・エンジニアリング 代表者氏名 代表取締役 社長執行役員 畠 賢 一 郎 ( コード番号:7774 JQ) 本店所在地 愛知県蒲郡市三谷北通6 丁目209 番地の1 問合せ先 取締役 執行役員 山 岡 寿 一電話番号 0533-66-2020 (代表)

## 自家培養表皮ジェイス<sup>®</sup>: 『保険算定に関する留意事項』の一部改定について

当社自家培養表皮ジェイスについて、2018年3月5日、厚生労働省保険局医療課長及び厚生労働省保険局歯科医療管理官より「特定保険医療材料の材料価格算定に関する留意事項について」(保医発0305第10号)が発出されました。当該通知を受け、ジェイスの『保険算定に関する留意事項』が、2018年4月1日より一部改定されることになりました。

その概要を下記のとおりお知らせいたします。

記

特定保険医療材料の材料価格算定に関する留意事項について(改定箇所のみ抜粋)

## (改定前)

- (1) 自家培養表皮(重傷熱傷に対し使用する場合)
  - ア 自家植皮のための恵皮面積が確保できない重篤な広範囲熱傷で、かつ、受傷面積として深 達性Ⅱ度熱傷創及びⅢ度熱傷創の合計面積が体表面積の30%以上の熱傷の場合であって、創 閉鎖を目的として使用した場合に、一連につき40枚を限度として算定する。

## (改定後)

- (1) 自家培養表皮(重傷熱傷に対し使用する場合)
  - ア 自家植皮のための恵皮面積が確保できない重篤な広範囲熱傷で、かつ、受傷面積として深達性Ⅱ度熱傷創及びⅢ度熱傷創の合計面積が体表面積の30%以上の熱傷の場合であって、創閉鎖を目的として使用した場合に、一連につき40枚を限度として算定する。ただし、医学的に必要がある場合は、その理由を診療報酬明細書の摘要欄に記載した上で50枚を限度として算定できる。

## (今後の見通し)

本留意事項の一部改定に伴い、売上増加が見込まれますが、本改定の適用は2018年4月1日以降となるため、当社の今期の通期業績予想に与える影響はありません。来期以降の業績目標に関しましては、本件による影響を精査し、速やかに開示してまいります。

以上